

標準的パートナー配信規約

適用開始日：2023年8月1日

本利用規約（下で定義する）は、請求先住所の存する国によって内容が異なります。適用のある本利用規約を確認するには、請求先住所の存在する国を選択してください。

パートナー登録フォーム記載のパートナーが、Outbrainが提供する商品、サービス及びテクノロジーを実装及び使用する際には、以下の標準的パートナー配信規約（以下「本利用規約」という。）が適用される。

1. 定義

- 1.1. 「Ads.txt」とは、許可されたデジタル販売者のテキストファイルをいう。Ads.txtへの言及は、App-ads.txtを含む。
- 1.2. 「広告型レコメンデーション」とは、Outbrainの広告主から提出されたOutbrainネットワーク上の（回遊型レコメンデーションではない）本レコメンデーションをいう。
- 1.3. 「本アプリケーション」とは、モバイル端末（電話又はタブレットを含む）上で動作するよう設計された内蔵ソフトウェアをいう。
- 1.4. 「本コンテンツ」とは、グラフィックコンテンツ、テキストコンテンツ及び/又はオーディオコンテンツ（テキスト、データ、情報、写真、画像、グラフィック、オーディオ、動画その他のコンテンツを含む場合がある）をいう。
- 1.5. 「本カード」とは、本レコメンデーションが表示される本テクノロジーを通じて利用することができるフォーマットをいう。
- 1.6. 「本データ」とは、本テクノロジーを通じてOutbrainが収集又は生成するすべてのデータを意味する。これには、本契約に基づいてパートナーに提供されるレポート又は他のデータが含まれる。
- 1.7. 「リンク先ページ」とは、本レコメンデーションをクリックすることによってアクセスされる、あらゆるウェブページ又はオンライン上の場所（本パートナーサイト又は他のウェブサイト若しくは本アプリケーションを含む場合がある）をいう。
- 1.8. 「エンドユーザー」とは、本テクノロジーが実装されている本パートナーサイトのウェブページ、本アプリケーション及び/又はプラットフォームの個人である閲覧者をいう。
- 1.9. 「知的財産権」とは、特許の有無及び登録の有無を問わず、発明、発見、概念、表現又は著作物をいう。これには、発見、組み合わせ、ノウハウ、手順、技術情報、プロセス、方法、数式、アルゴリズム、プロトコル、技術、意匠、図面及びトレードドレス、それらの物理的態様並びに特許、著作権、商標、工業デザイン、実用新案（及びそれらの出願又は拡張）、ドメイン、企業秘密又は現在若しくは将来の法域において認められるこれらに類似の権利を含み、これに限定されない。
- 1.10. 「本パートナーサイト」とは、パートナー登録フォームに明記されているウェブプロパティ、本アプリケーション又はプラットフォーム、並びに、事前に書面で（Eメール可）Outbrainの承認を受けてパートナーが本テクノロジーの実装を決めた追加的プロパティをいう。
- 1.11. 「回遊型レコメンデーション」とは、本パートナーサイト上の本コンテンツにリンクする本レコメンデーション（広告型レコメンデーションではない）をいう。
- 1.12. 「本レコメンデーション」とは、Outbrainが閲覧者に配信する、本テクノロジーが実装されたウェブページ、本アプリケーション又はプラットフォームの本カードを通じた、広告型レコメンデーション及び回遊型レコメンデーションの表示をいう。
- 1.13. 「本収益」とは、広告型レコメンデーションから生じた純収入及び広告型レコメンデーションをOutbrainネットワーク上に表示するためにOutbrainに支払われる収益をいう。
- 1.14. 「本テクノロジー」とは、OutbrainのJavaScript、API、SDK 及び関連プロトコルであって、ウェブサイト及び本アプリケーションに実装することにより、本カードの提供、選択及び注文のためのOutbrain独自の最適化技術により管理されるユーザーインター

フェースを表示するものをいう。

1.15. 「本アップデート」とは、Outbrainが随時、独自の裁量で行う、本テクノロジーの更新、修正又は改善（Ads.txtの記載及びこれに類似する業界のスタンダードの追加が含まれるが、これらに限定されない）をいう。

1.16. 「OB生成リンク」とは、OBNews.Outbrain.com（又はOutbrainが随時提供する後継リンク若しくは追加リンク）の紹介リンクから生成されたパートナーサイト上のエンドユーザーのページビューをいう。

2. テクノロジー、位置及び外観

2.1. パートナーは、Outbrainによる技術的な指示及びOutbrainが提供する実装ガイド（これらは随時改訂される。）に従い、本テクノロジー（提供されるOutbrainのAds.txtを含む）を実装するものとする。Outbrainは、当該実装にあたり使用される本テクノロジーを、Outbrainが利用することができる本テクノロジー（例：JS、API、SDK又はこれに相当する他のもの）の中から、その独自の裁量により決定することができる。本テクノロジーは、本パートナーサイトの各ページ上のメインの本コンテンツのすぐ下、又は、書面にて（Eメール可）両当事者が合意した場所に配置されるものとする。実装は、書面で別途合意した場合を除き、1ページあたり1つの広告型レコメンデーションへのリンクを含むものとする。

2.2. 本契約期間中常に、パートナーは、すべての適用法及び自主規制規則（本レコメンデーションのソース又は内容の開示に関するものを含む）に準じて本テクノロジーを表示しなければならない。上記の義務のみならず、パートナーは、本テクノロジーの表示、表記又は識別の仕方についてOutbrainの合理的な指示に従うことに同意する。

2.3. Outbrainは、随時、本アップデートを行うことができる。Outbrainが、パートナーに対して本アップデートを実装するよう要請した場合、パートナーは、Outbrainから当該通知を受領した後30日以内に本アップデートを実装しなければならない。当該アップデートが本パートナーサイトのパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼすことをパートナーが実証した場合には、Outbrainは、パートナーの当該懸念に対処して合理的な満足が得られるようにし、又は、本アップデートの実装を行わないことに同意することを選択できる。

2.4. 本契約期間中、Outbrainは、パートナーの唯一かつ排他的な、直接的及び間接的なコンテンツレコメンデーションプロバイダとなる。「コンテンツレコメンデーション」とは、見出し又はエンドユーザーが本コンテンツ（リンク先ページがコンテンツであるか、記事広告であるか又は広告であるかを問わない）へ誘導されることを示すフレーズを含む1つ又は複数の有償又は無償のリンクのことをいう。

2.5. Outbrainは、OB生成リンク又は回遊型レコメンデーションを通じて、エンドユーザーをパートナーサイトに誘導し、パートナーサイトのページビューを追加的に生成することができる。エンドユーザーがOB生成リンクから広告型レコメンデーションをクリックした場合、パートナーは、当該ページビューにより発生した広告収入を得ることができない。回遊型レコメンデーションの表示には、Outbrainの書面による事前承認（Eメール可）が必要であり、この承認は、最低限の広告型レコメンデーションの実装又はその他の料金が条件とされる場合がある。

2.6. Outbrainは、本テクノロジーについて、試験的変更（本カードの順序、形式及び頻度の変更を含む）を加えることができる。パートナーが試験について管理を行っている場合には、かかる範囲に関し、パートナーは、少なくとも四半期毎に当該試験の要請に応じるものとする。

3. 収益及び支払

3.1. 本契約期間中、パートナーには、本収益のうちパートナー登録フォームに記載された割合が支払われる。Outbrainは、Outbrainが本収益を回収した暦月の末日から、パートナー登録フォームに記載された期間内に、当該支払を行う。疑義を避けるために、本収益は、特に、広告技術料、アウトプレインのプラットフォームに統合された第三者のデータサービス、無効なクリック/インプレッション並びに広告主及び代理店の割引/リベートを控除したものである。

3.2. パートナーは、記入済みの正確な税務書類その他Outbrainが要求するこれに類する全ての資料（かかる税務書類及び資料を総称して「税務資料等」という。）を、Outbrainに対し速やかに提供しなければならない。本契約中の別段の定めにかかわらず、Outbrainは、(a) Outbrainがパートナーの税務資料等を受領するまでの間、本契約に基づきパートナーに対して行うべき支払を、違約金又は遅延損害金の支払義務を負うことなしに留保し、(b) 本契約に基づきパートナーに対して負う支払額から、Outbrainが支払義務を負う税（適用のあるもの）を、法律の定めるところにより控除することができる。Outbrainは、税務資料等を受領した場合には、前記(a)に基づきパートナーへの支払いが留保されている金額を、実務上合理的に可能な範囲で速やかに支払うための商業的に合理的な努力を

行う。

3.3. パートナーは、Outbrainからの支払が適切に行われるよう、連絡先及び支払情報を書面により正確にOutbrainに届け出なければならない。また、支払いにあたり、パートナーの金融機関又は決済サービスプロバイダに対し手数料が生じる場合には、かかる手数料はパートナーにおいて負担するものとする。Outbrainは、パートナーに対して支払われるべき金額が5000円を下回る場合は、パートナーに対して支払うべき金額が累計5000円を超える歴月まで支払を留保するものとする。Outbrainの支払いに関する一切の紛争は、Outbrainに対して、当該支払いがなされた日から30日以内に書面で提起されなければならない。かかる期間経過後は、パートナーは、当該支払いにかかる請求を放棄したものとみなされる。パートナーに対して本明細が提供されてから6か月以内にOutbrainが請求書を受領しない場合、当該料金は放棄されたものとみなされる。

3.4. Outbrainは、Outbrainが有する他の権利及び救済措置に加えて、(i) 本契約（契約の重大な違反の場合も含む）に基づきOutbrainがパートナーに負っている債務の支払いを留保し、又は、かかる債務を、本契約又は他の契約に基づきパートナーがOutbrainに対して負っている債務と相殺すること、及び、(ii) 過去にOutbrainからパートナーに対する過払いがあった場合には、Outbrainは、パートナーに対し、任意の請求書の発行から30日以内に、Outbrainに対し、当該金額の返金を行うよう求めることができる。本パートナーサイトに広告型レコメンデーションを表示させているOutbrainの広告主又は顧客がOutbrainに対する支払を怠った場合、その理由にかかわらず、Outbrainは支払いを留保し、又は、パートナーの口座に返金を求めることができる。

4. プライバシー

「**個人情報取扱規約**」の各条項は、本契約に組み込まれ、本契約の一部を構成するものとする。

5. ライセンス

5.1. 本契約期間中、パートナーが本契約の定めを遵守することを条件に、Outbrainは、パートナーに対して、本パートナーサイト上で広告型レコメンデーション及び第2.5条において認められる範囲の回遊型レコメンデーションを既定のフォーム及びフォーマットで表示する目的で本テクノロジーを使用するための、限定的、非排他的かつ取消可能でサブライセンス権がない、譲渡不可能のライセンスを付与する。

5.2. Outbrainは、本契約期間中、パートナーに対して、本テクノロジーに組み込まれているOutbrainの商標、サービスマーク及びロゴ（併せて「Outbrainマーク」という。）を本契約に基づくパートナーの権利及び義務に厳格に従って使用及び表示することができる限定的、非排他的かつ地域限定のない、ロイヤルティフリーのライセンスを付与する。パートナーによるOutbrainマークの使用により築かれた信用はOutbrainにのみ帰属する。Outbrainはカスタマー又はパートナーの総リストに、本テクノロジーを実装したパートナー及び本パートナーサイトの名前を載せることができる（マーケティング及び販売資料を含む）。前項の規定にかかわらず、各当事者は本契約に関するプレスリリース、又は、本契約で定める以外の自己のウェブサイト上で相手方当事者の名前を使用する場合は、相手方当事者の書面による同意を事前に得るものとする。

5.3. 当事者間の権利関係は以下のとおりとする。（a）Outbrainは、Outbrainマーク、本テクノロジー、本データ（ただし、パートナーが所有権を有する、本パートナーサイトからの本コンテンツは除く）、Outbrainのサイト（www.outbrain.com）及び本ダッシュボードに関する一切の権利、権限及び利益を保有する。また（b）パートナーは、本パートナーサイトに関する一切の権利、権限及び利益（ルックアンドフィールを含む）を保有する。ただし、上記（a）に記載された項目はその保有する範囲から除外される。

5.4. 本契約の下付与されるライセンスは、本契約によって具体的に定められ、黙示の権利は一切存在しない。本契約で明示的にパートナーに付与されていない権利は、すべてOutbrainが留保するものとする。

6. 禁止行為

6.1. パートナーは、以下の行為を行ってはならない。

(i) 本レコメンデーションを編集、修正、切り取り、フィルター処理、又は本レコメンデーションの順序を変える行為

(ii) リンク先ページを曖昧にし、変更し、又はエンドユーザーをリンク先ページからリダイレクトさせる行為、若しくは、本レコメンデーションとリンク先ページの間本コンテンツを点在させる行為

(iii) 本テクノロジー本来の表示を縮小、削除又は阻害する行為

(iv) 本レコメンデーションのクリック又はインプレッションを人為的に水増しする行為、若しくは、インセンティブ或いは他の方法を用いて本レコメンデーションのクリックを勧奨したり要請したりする行為、及び/又は、エンドユーザーの意思によらないクリック

を発生させることを目的とした、自動化された、欺瞞的な、不正な、無効な、インセンティブのある若しくはその他の方法に関与する行為

(v) 本テクノロジーに含まれる知的財産権に関する通知の一切を削除し、毀損し、曖昧にし、又は変更する行為

(vi) 本契約で明示的に規定されている方法や目的以外に、本テクノロジーにアクセス、複製又は使用する行為

(vii) 本テクノロジーの変更、翻案、翻訳、二次的著作物の作成、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アSEMBル、その他本テクノロジーのソースコードを抽出しようと試みる行為、本テクノロジー又はそれに関連する機密情報の使用又はアクセスを通じて、代替物又は類似サービス若しくは製品を作成する行為又は第三者のために若しくは第三者に代わって本テクノロジーのその他の使用をする行為

(viii) 本テクノロジーの干渉又は妨害を試み、又は本契約に準じて実装された本テクノロジーを通じた方法以外の方法で、システム又はネットワークへのアクセスを確立しようとする行為

(ix) 本レコメンデーションを複製、キャッシュ、配信、表示、変更、その他使用する行為（又は、第三者の当該行為を承認又は補助する行為）。ただし、本テクノロジーを通じて提供された本レコメンデーションは除く。

(x) 本テクノロジーをOutbrainが許可しない目的で使用する行為。パートナーに配布された実装ガイドラインに矛盾する目的で使用する行為を含む。

6.2. パートナーは、本テクノロジーを、アダルトな本コンテンツ、猥褻な本コンテンツ、性的な本コンテンツ、名誉を毀損する本コンテンツ、中傷的な本コンテンツ、侵害的な本コンテンツ、虐待的な本コンテンツ、フェイク本コンテンツ、虚偽の本コンテンツ並びに、ヘイトスピーチ又は差別の勧奨、銃器及び違法薬物の売買、又は、違法な行為に加担し若しくは加担することを促す本コンテンツ、又は、16歳未満の児童向けの本コンテンツを表示し又はこうした本コンテンツを含むページに実装しない。Outbrainは、独自の裁量で、いつでも、本テクノロジーを無効にする権利を留保する。

7. 登録

パートナーは、Outbrainのダッシュボード（以下「本ダッシュボード」という。）に登録し、オンラインレポートの閲覧及び本テクノロジーの各種設定を管理することができる。パートナーが本ダッシュボードにアクセスができる状態にある限り、Outbrainはパートナー（又はパートナーに代わる個人）の本ダッシュボードのアクセスに関連する個人識別情報を収集することができる。パートナーは、パートナー自ら又はパートナーのために個人が本ダッシュボードを通して行った情報の変更に対し、単独で責任を負う。本ダッシュボードに表示されるパートナーに支払われた又は支払われる収益予想は、パートナーの利便性のためにのみ提供される。Outbrainは、これらの収益予想額（表示があった場合）が正確なものであり、本契約に基づいてパートナーに対し支払われる確定額となるかについては何らの保証も行わない。OutbrainダッシュボードへのアクセスはOutbrainの単独の裁量の下に置かれ、Outbrainはこれをいつでも中止することができる。

8. テクノロジーの停止及び終了

8.1. 緊急事態が発生した場合（重大なセキュリティの侵害、ユーザーへのマルウェアその他のウィルスの拡散、不適切・不法・不正な使用など）、Outbrainは、随時、本テクノロジーの全部又は一部を停止若しくは打ち切ることができる（本テクノロジーの使用を不可にするなどの措置を含む）。

8.2. いずれの当事者も、相手方当事者が本契約の定めについて重大な違反を犯し、違反当事者が書面による違反通知を受領してから14日経過しても当該違反が治癒されない場合、本契約を解除することができる。

8.3. 本契約は、パートナー登録フォームに別段の定めがない限り、14日前の書面による通知をもって終了することができる。これに加え、Outbrainは、Outbrainがパートナーに対し本テクノロジーを提供してから30日以内に本テクノロジーが実装されない場合には、本契約を解除することができる。本契約が終了した場合、本契約上の権利及び義務の一切は消滅するものとする。ただし、本利用規約第9.6条、9.7条、第10条、第11条、第14条その他当該条項の性質に鑑み、本契約の終了後も存続すべきものについては、本契約終了後も当事者を拘束し続けるものとする。

9. 限定的保証及び補償

9.1. 各当事者は相手方当事者に対して以下の事項を表明し保証する。

(a) 本契約を締結し、かつ、本契約に基づく義務を履行する権利、能力及び権限の一切を保有していること。

(b) 本契約の履行に際して、適用される法律、規則及び命令の一切を遵守すること。

9.2. Outbrainは、（Outbrainにより提供及び提示され、本契約に基づいてパートナーにより実装された）本テクノロジーが、Outbrainの知る限りにおいて第三者の知的財産権を現に侵害しておらず、今後侵害することもないことを保証する。

9.3. パートナーは、本パートナーサイトが、(i) 本パートナーサイトを運営する権利を有すること、(ii) Outbrainパートナーガイドライン及び/又はOutbrainのものと同質的に同等のパートナー自身のガイドラインに従うこと、(iii) 違法な本コンテンツ、第三者の持つ知的財産権を侵害する本コンテンツを含んでおらず、将来においてもこれらを含まないこと、(iv) 猥褻な内容、名誉を毀損する内容、誹謗的な内容、中傷的な内容、いかなる者のパブリシティ権、プライバシー権若しくは人格権を侵害する内容を将来において含まないこと、(v) 虚偽の事実の表示又は事実上の不正確性を知りながらこれを含んでおらず、将来においてもこれらを含まないことを表明し保証する。

9.4. 本契約に規定されたいかなる事項も、Outbrainが最低限のトラフィック量、クリック数、インプレッション数又は使用数などをパートナーに約束するものと解釈されてはならない。

9.5. 本契約で明確に表明された場合を除き、いずれの当事者も、本契約、本パートナーサイト、本テクノロジー、本テクノロジーを通じて使用可能な本コンテンツ及びその他の事項（目的の如何を問わず品質又は適合性が満足できるものであること、サービスを中断又はエラーもなく常時使用できること、サービス又は取引に際して生じる保証を含む）に関して、明示的若しくは黙示的かを問わず、一切、表明又は保証を行わない。

9.6. Outbrainは、本テクノロジーに組み込まれている本コンテンツ、又は本テクノロジーを通してアクセスする本コンテンツ（広告型レコメンドーションを含み、これに限定されない）に関して一切の表明又は保証を行わない。Outbrainは、本テクノロジーを介して配信される本コンテンツの内容、正確性、本コンテンツによる知的財産権の侵害、合法性又は品位及びパートナーによるこれらの信頼について、一切責任を負わないものとする。

9.7. 各当事者（以下「補償当事者」という。）は、相手方当事者、相手方当事者の親会社及び関連会社、並びに当該会社の取締役、役員、株主、社員、代表者、従業員及び代理人（以下あわせて「被補償当事者」という。）を、本契約において定められた補償当事者の本契約上の表明保証の違反が原因で第三者により提起された訴えに関するすべての請求、損失、責任、損害、費用、和解金、規制当局による調査結果、罰金、過料及びその他の支出（合理的な弁護士費用を含む）（以下あわせて「本クレーム」という。）から補償し、防御し、何ら損失を被らせないものとする。被補償当事者は、本クレームを補償当事者に速やかに通知しなければならない。ただし、かかる通知の遅滞は、その遅滞により補償当事者が実際に損害を被った場合を除き、補償当事者の義務を一切軽減しない。被補償当事者は、補償当事者の指揮の下、自らが選任し、費用を負担する弁護士と共に、本クレームの防御及び和解に参加する権利を有する。

10. 秘密保持

10.1. 各当事者（以下「受領者」という。）は、相手方当事者（以下「開示者」）の営業、技術、製品及びサービスに関して、開示された状況を斟酌すると、当然、秘密情報とみなされる特定の情報及び資料（本契約の条項を含む）（以下「秘密情報」という。）にアクセスすることを確認する。秘密情報には以下のものは含まれない。

(a) 受領者が、開示者による開示前に既に知得していた情報

(b) 開示者の秘密情報を参照することなく、受領者が独立して開発した情報

(c) 受領者の責めに帰せずして、公知若しくは公知となった情報

(d) 秘密保持義務に一切違反することなく、第三者から受領者に開示された情報

10.2. 本契約で許可されている場合を除き、受領者は、(i) 秘密情報を自己又は第三者の利益のために一切使用せず、(ii) 本第10条に従い秘密情報を使用しないこと、及び秘密情報を知る必要があり、秘密情報の秘密性を保持することに合意した、受領者の取締役、従業員、請負業者、顧問、投資家又は潜在的な投資家以外には、秘密情報を一切開示しない。受領者は、開示者の書面による要請があった場合、速やかに、秘密情報を返還又は廃棄する。前述の定めにかかわらず、受領者は、適用法令又は法的手続きにより必要となった範囲で、秘密情報を開示することができる。ただし、受領者は、かかる開示請求があったことを速やかに書面により開示者に通知し、開示者が当該開示に異議を申し立て、又は開示範囲を限定する旨を求めた場合は、開示者に対し、開示者の費用をもって受

当な協力をする。

11. 責任制限

11.1. 以下の各号記載の場合には、当事者は、相手方当事者に対する賠償責任を除外又は制限されない。

(i) 当事者、又は自己の従業員若しくは請負業者の過失により引き起こされた死亡又は人身傷害

(ii) 詐欺又は詐欺的不実表示

(iii) 法律上、除外又は制限することを禁じられているその他の責任

11.2. 第11.1条の定めにかつ該当する場合を除き、いずれの当事者も、本契約に関連し、又は、本契約違反により生じる(a) 特別損害、間接損害、付随損害、結果損害、(b) グッドウィル又は評判の損失、(c) 本データの損失、(d) 契約、取引、予想された節約の損失、(e) 利益の損失については、当該損失又は損害発生の可能性について当該当事者が知らされていたかどうかを問わず、また、当該損失又は損害がどのように発生したかを問わず、当該損害が契約法理論、不法行為（過失を含む）、法律上の義務又はその他の理論に基づくものであるかを問わず、一切の法的責任を負わない。

11.3. 第11.1条の定めにかつ該当する場合及び当事者の一方が相手方の知的財産権の侵害又は不正流用を行ったことに起因する責任に関する場合を除き、いかなる場合も、本契約又は本契約の違反（契約法理論、不法行為（過失を含む）、法律上の義務又はその他の理論に基づくものであるかを問わない）に起因又は関連する当事者の責任総額は、(i) 1000万円、及び、(ii) 責任の発生原因たる事象（一連の関連する事象である場合は、当該事象の最初の事象）の発生の直近12か月間にパートナーに支払われ又は支払われるべき本収益の金額の125%のいずれか大きい方を超えない。

11.4. 当事者は、本契約に規定された各当事者の責任に関する制限が、いかなる状況においても合理的であると受け入れることを相互に確認する。

12. 輸出管理

パートナーは、商務省、米国財務省外国資産管理局（以下「OFAC」という。）その他の米国又はその他の国の機関又は当局の輸出にかかる全ての関連法令、規則、制約を遵守しなければならない。かかる法令、規則、制約に違反して本テクノロジーを輸出し、又は、輸出若しくは再輸出を許可してはならない。本テクノロジーをダウンロード又は使用した場合、パートナーは、上記に同意し、また、制限国に所在しておらず、その支配下になく、又は制限国の国民若しくは居住者ではないことを表明し保証したものとす。パートナーは、パートナー、パートナーの持分又は支配権を有する個人、団体、組織（役員、取締役を含む）のいずれもが、米国の法律、規制又は行政命令が、米国企業及び個人に対して取引を禁止している個人、団体、組織（特定国籍業者リストに掲載されている者を含む）に該当しないことを表明し保証する。

13. 反社会勢力の排除

13.1. 各当事者は、以下に列挙する人物・事項に現在該当しないことを表明する。

暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなつてから5年が経過していない者、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに相当するもの。

13.2. 当事者が虚偽の表明をした場合、相手方当事者は、他の権利及び救済手段に影響を与えることなく、本契約を終了することができる。

14. 一般条項

14.1. 本契約は、法の抵触に関する通則法の規定又は国際物品売買契約に関する国際連合条約の規定にかかわらず、日本法に準拠し、日本法に従つて解釈される。

14.2. 各当事者は、本契約に関連して生じる一切の紛争については、東京簡易裁判所及び東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

14.3. 当事者は、本契約の各条項に対する違反がなされた場合、回復不可能な損害が生じる可能性があることに同意する。いずれの当事者も、法律上認められた救済措置に加え、本契約に対する違反行為の防止及び本契約の実効性を確保するために、必要な保全措置を講じることができる。

14.4. 当事者は、独立した契約者であり、本契約のいかなる事項も、パートナーシップ、ジョイントベンチャー、代理人その他の関係を当事者間に形成するものと解釈しない。

14.5. 一方の当事者が本契約に基づく自らの権利の一部を行使しない場合又は本契約に基づく他の一方の当事者の義務の履行を求めない場合にも、これらの権利ないし義務が放棄されたとはみなされず、またいずれかの当事者が本契約に対するある不履行ないし違反を免責されたとしても、その事実によってそれ以外の又はそれ以降の不履行ないし違反が免責されるわけではない。

14.6. いずれの当事者も、その妥当な制御能力を超えた事由により本契約に基づく当該当事者の義務のいずれかを履行できない場合、かかる不履行に対する責任を一切負わない。

14.7. 本契約は、本契約の主題に関して、当事者間の完全かつ唯一の合意を構成するものであり、書面によるか口頭によるかを問わず、かかる主題に関する本契約締結前又は締結時におけるすべての合意又は了解に優先する。

14.8. 本契約の当事者は、本契約の条項が、1999年契約法（第三者の権利）又はその他の方法により、本契約の当事者でない者により執行できることを意図していない。

14.9. パートナー登録フォームは、両当事者が署名した書面によってのみ、変更、修正又は差し替えをすることができる。

14.10. 本契約の条項に関する見出しは全て、参照の目的においてのみ挿入され、いかなる法的影響力も持たないものとする。

14.11. 本契約において参照される日数は、別途指定される場合を除き営業日とする。

14.12. 本契約は、複数の副本で締結することができ、それぞれの副本は原本とみなされるが、当該副本全ては、1個のかつ同一の文書を構成する。

14.13. 本契約の規定が、何らかの理由により、法的強制力がないものと判断された場合、かかる規定は、法的強制を可能とするために必要な範囲に限り修正され、それができない場合は、本契約から分離され、本契約の残りの規定引き続き完全で有効であるものとする。

14.14. いずれの当事者も、相手方当事者の書面による事前同意を得ずに、本契約又は本契約に基づく権利又は義務を譲渡することはできない。ただし、(i) 法に基づく手続き、合併、再編成若しくは支配権の取得又は変更があった場合、(ii) OutbrainからOutbrainの子会社への譲渡の場合はこの限りでない。本契約は、両当事者及びその認められた承継人及び譲受人に対して拘束力を有し、またこれらの利益のために効力を生じる。